
第6章

産 業・人 権

1. 茶 業	74
2. 農林畜産業	76
3. 商工業	80
4. 労 働	85
5. 清 掃	86
6. 環境の保全	91
7. 観 光	99
8. 文 化	101
9. 文化センター	102
10. スポーツ・レクリエーション活動	105
11. 人 権	108
12. 男女共同参画	110
13. JR 宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ) ...	113

第6章 産業・人権

1. 茶 業

(1) 概 況

「宇治茶」は、長い歴史のなかで、高級茶の代名詞として名声を博し、宇治市はその中心的な生産地として大きな役割を果たしている。

宇治市の茶園は、覆下園で栽培される玉露やてん茶（抹茶の原料）が主流で、茶園面積の80%以上がこれらで占められている。

また、毎年5月になると各茶園では一葉一葉丁寧に手摘みされる宇治市名物の茶摘み風景が見受けられる。

都市化の進行に伴い、茶園面積は減少傾向にあったものの、近年は横ばいとなっている。

「宇治茶」の発展のためには、優良茶園の保全はもとより、茶園造成の推進や品質の向上、経営基盤の強化などが大きな課題となっている。

茶 園 面 積 年 度 別 集 計 表

表6-1

(単位：ha)

年度	種別	成 木 園				未成木園	計	増 減
		てん茶園	玉露園	かぶせ茶園	煎茶園			
平成30年度		44.5	20.5	2.2	7.1	1.7	76.0	－ 0.1
令和元年度		44.4	20.4	2.2	6.8	1.9	75.7	－ 0.3
令和2年度		44.2	20.5	2.2	6.4	2.2	75.5	－ 0.2
令和3年度		44.3	20.5	2.2	6.4	2.1	75.5	0
令和4年度		44.0	20.6	2.2	5.6	2.3	74.7	－ 0.8
令和5年度		44.3	20.4	2.2	5.6	2.2	74.7	0

荒 茶 生 産 量 年 度 別 集 計 表

表6-2

(単位：kg)

年 度	て ん 茶	玉 露	かぶせ茶	煎 茶	番 茶	二 番 茶	合 計
平成30年度	41,862	14,421	1,301	4,897	－	1,879	64,360
令和元年度	34,368	11,538	957	4,501	－	1,385	52,749
令和2年度	34,337	9,219	1,049	3,117	－	0	47,722
令和3年度	36,641	8,104	926	2,609	－	0	48,280
令和4年度	36,410	8,633	981	2,807	－	0	48,831
令和5年度	33,114	8,972	1,029	2,651	－	0	45,766

○ 経営面積別戸数

表6-3

年度 \ 面積(a)	10以下	11～30	31～50	51～100	101～150	151～200	201～	計
平成30年度	35	30	16	14	15	1	1	112
令和元年度	33	30	16	14	15	1	1	110
令和2年度	30	30	14	16	12	4	1	107
令和3年度	29	30	14	16	12	4	1	106
令和4年度	24	30	14	16	12	3	1	100
令和5年度	22	29	12	15	12	2	1	93

(2) 茶業振興対策

ア. 高品質茶推進事業

(7) 環境にやさしい茶生産対策

茶園周辺住民と調和のとれた都市型茶業経営をめざすため、フェロモン製剤（ハマキオン）及び食品由来成分を使用した殺ダニ剤（マシン油乳剤）の使用に対し、市が補助している。

(4) 高品質茶生産振興

寒冷紗等の設置に対して助成を行い、宇治茶の品質を保ちながら、生産の省力化を図っている。

(9) 手摘み茶推進対策

宇治茶は、手摘みで茶葉を摘み採るため、年々減少する茶摘み子を確保するために、茶生産組合が主体となって取り組んでいる茶摘み子募集事業に、市が補助している。

(エ) 凍霜害対策

防霜施設の設置により、凍霜害による品質低下の防止を図っている。

(オ) 伝統技術継承対策

「本ず」栽培を支援することにより、品質の向上や本市の強みである歴史、伝統、文化を活かした他産地との差別化及びブランド力の強化を図っている。

イ. 優良茶園振興事業

老園化した茶園を、生育旺盛な優良品種に改植するとともに新植を促し、茶の品質及び生産力の向上を図っている。

ウ. 宇治茶海外輸出支援事業

宇治茶の輸出に必要な認証取得等にかかる経費を支援し、販路拡大を図っている。

エ. 各種茶業団体への補助事業

宇治茶の PR 及び普及宣伝を目的とした各種茶業団体の事業に対して、市が補助している。

オ. 品評会出品奨励事業

宇治茶ブランドの向上には、まず品質の高さを証明することが必要なため、全国・関西などの茶各種品評会への出品を奨励している。

2. 農林畜産業

(1) 農 業

宇治市の農業は、巨椋池干拓田を中心とした水稻と伝統産業である宇治茶を基幹産物として発展してきたが、京都や大阪をはじめとした大消費地の都市近郊農業として、野菜や花きなど多様な作物の生産が行われている。

しかし、我が国の農業を取り巻く環境は厳しく、小規模経営、高齢化、後継者不足などの構造的な問題を抱えながら、輸入自由化、流通自由化の流れの中で、国内農産物の価格競争や産地間競争が激化している状況にある。このような厳しい状況のもと、都市近郊農業として特色のある農業生産の振興を図るため、各種生産組合等と連携し、都市近郊の立地を活かした野菜栽培や、花き栽培を実施するとともに、農業生産基盤の整備や消費拡大に取り組んでいる。

○ 農業経営体（個人経営）数及び世帯員数

表6-4

(各年2月1日現在)

年次	区別	農業経営体数(個人経営) (戸)	世帯員数(人)		
			総 数	男	女
平成22年		215	897	447	450
平成27年		169	660	337	323
令和2年		145	542	278	264

(農林業センサス・世界農林業センサス)

○ 経営耕地面積

表6-5

(令和2年2月1日現在) (単位: ha)

年次	区別	総 数	田	畑	樹 園 地
令和2年		592	539	18	34

注: 面積は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。

(農林業センサス)

○ 農作物共済事業実施状況

表6-6

区分 年度		引 受				被 害			
		戸 数 (戸)	面 積 (a)	収 穫 (kg)	総共済金額 (円)	単位当 たり共 済金額 (円)	共 済 減収量 (kg)	支払い 共済金 (円)	被害率 (%)
	平成30年度	294	14,998	549,813	106,663,722	194	1,132	219,608	0.21
	令和元年度	283	14,591	533,944	103,585,136	194	538	104,372	0.10
	令和2年度	270	14,351	526,051	103,632,047	197	371	73,087	0.07
	令和3年度	250	13,537	486,453	96,804,147	199	286	56,914	0.06
	令和4年度	240	12,780	669,294	125,808,764	209	156	32,604	0.03
	令和5年度	230	12,048	631,303	120,365,226	212	728	154,336	0.13

(農業共済資料)

○ 家畜共済事業実施状況

表6-7

区分 年度		引 受			事 故			
		戸 数 (戸)	頭 数 (頭)	総共済金額 (円)	死 廃		病 傷	
					頭数 (頭)	支払共済金 (円)	件数 (件)	支払共済金 (円)
	平成30年度	3	82	12,530,000	9	2,387,311	95	1,169,580
	令和元年度	1	37	14,450,000	4	789,667	30	318,780
	令和2年度	1	37	17,740,000	4	982,613	21	311,150
	令和3年度	1	43	19,081,000	2	497,522	38	430,696
	令和4年度	1	37	17,730,000	7	1,796,842	28	388,179
	令和5年度	1	42	17,240,000	8	1,490,777	28	324,477

(農業共済資料)

(2) 京都府南部総合地方卸売市場

昭和52年4月に民間市場として開設された地方卸売市場京都総合食品センターを、京都府南部地域総合開発の一環として、京都府卸売市場整備計画に基づき、昭和59年度に準公設市場として整備するため、府南部地域の中でも特に受益度の高い2市1町(宇治市・城陽市・久御山町)並びに京都府が資本参加し、第3セクター(株)京都総合食品センターを設立した。

この(株)京都総合食品センターを事業主体として、昭和60年度から昭和62年度までの3カ年に亘り国庫補助事業を導入し、府及び出資市町も応分の助成をする中で、青果棟、花き棟、関連店舗棟等の整備を進め、昭和63年10月に総合市場として全面開設した。

この市場は京都府南部地域の生鮮食料品等の流通の要として、地域内の生産者には安定的な販路を提供し、消費者に対しては、日常欠くことのできない生鮮食料品等を円滑に供給するとともに、さらには小売店等にとっては消費者ニーズの多様化に伴う総合的な品揃えが可能にな

る等社会的にも重要な役割を担っている。

(3) 畜 産

本市の家畜の飼養戸数は、令和6年2月1日現在、牛1戸、鶏3戸である。市街化区域内では牛舎の臭気、汚水、不快害虫などの発生防止が畜産の課題となっていたが、平成5年度・6年度の牛糞発酵堆肥化処理施設の建設・稼働により一定の成果を得ている。また、関係機関との協力により、畜産環境の衛生向上のため、適宜指導を行っている。

○ 飼養頭羽数の状況

表6-8

(各年度2月1日現在)

区分 年度	乳 用 牛		採 卵 養 鶏	
	飼 養 戸 数	飼 養 頭 数	飼 養 戸 数	飼 養 羽 数
平成30年度	0	0	3	29,800
令和元年度	1	38	3	33,135
令和2年度	1	37	3	34,668
令和3年度	1	36	3	37,640
令和4年度	1	38	3	37,030
令和5年度	1	32	3	37,798

(4) 森 林

宇治市の森林地域は、市域東部に約34km²あり、市域面積の約50%を占めており、開発等の影響により、林野面積は減少傾向にある。

近年、松くい虫に加え、カシノナガキクイムシによる被害が社会問題化しているため、予防のための薬剤防除等を行うことによりまん延を防いでいる。

なお、山林経営としては、建築用材の伐採・搬出は少なく、保育目的の間伐・枝打ちと、シイタケ生産用原木の伐採が行われている。

○ 林野面積

表6-9

(単位：ha)

区分 年度	総 面 積	林 野 面 積					林野率(%)
		総 数	国 有 林	公 有 林	私 有 林	そ の 他	
平成30年度	6,754	3,363.13	26.27	270.82	3,036.48	29.56	49.8
令和元年度	6,754	3,363.13	26.27	270.82	3,036.48	29.56	49.8
令和2年度	6,754	3,357.80	26.27	268.49	3,033.48	29.56	49.7
令和3年度	6,754	3,357.80	26.27	268.49	3,033.48	29.56	49.7
令和4年度	6,754	3,357.20	26.27	268.49	3,032.88	29.56	49.7
令和5年度	6,754	3,357.20	26.27	268.49	3,032.88	29.56	49.7

(京都府林業統計)

○ 松くい虫対策

表6-10

年度	区分	予防のための薬剤防除			被害立木伐採後薬剤処理		
		箇所	面積 (ha)	事業費 (千円)	箇所	材積 (m³)	事業費 (千円)
平成29年度		1	0.3	1,018	0	0	0
平成30年度		1	0.3	911	0	0	0
令和元年度		1	1.5	1,047	0	0	0
令和2年度		1	1.0	1,061	0	0	0
令和3年度		1	2.0	620	0	0	0
令和4年度		1	2.0	1,071	0	0	0
令和5年度		1	2.0	615	0	0	0

○ カシノナガキクイムシ対策

表6-11

年度	区分	予防のための薬剤防除			被害立木伐採後薬剤処理		
		箇所	材積 (m³)	事業費 (千円)	箇所	材積 (m³)	事業費 (千円)
平成29年度		1	24	180	0	0	0
平成30年度		1	25	190	0	0	0
令和元年度		1	25	198	0	0	0
令和2年度		1	25	200	0	0	0
令和3年度		1	25	200	0	0	0
令和4年度		1	25	204	0	0	0
令和5年度		1	25	222	0	0	0

(5) 林 道

本市内には、林道として白川線、谷山線、炭山線、横尾山線、仙郷山線、仙郷山2号線、相月線、仁南郷線、六石山線の9路線がある。特に谷山線、炭山線は宇治市市街地と笠取、炭山地域を結ぶ重要な生活道路としての機能を有している。

表6-12

(令和5年度末現在)

路 線	延 長
白 川 線	2,130m
谷 山 線	5,000m
炭 山 線	3,011m
仙 郷 山 線	3,995m
仙 郷 山 2 号 線	3,120m
横 尾 山 線	1,150m
相 月 線	259m
仁 南 郷 線	1,100m
六 石 山 線	1,493m

3. 商工業

(1) 商 業

令和3年経済センサス活動調査結果によると商店数は948店、従業者数は8,852人、年間販売額は1,977億8,000万円となっている。

業種別にみると卸売業は、商店数168店、従業者数1,297人、年間販売額798億5,500万円となっている。一方、小売業は商店数780店、従業者数7,555人、年間販売額1,179億2,500万円となっている。

○ 商業の概要

表6-13 (令和3年7月1日現在)

区分 \ 年次	令和3年
商 店 数 (店)	948
卸 売 業	168
小 売 業	780
従 業 者 数 (人)	8,852
卸 売 業	1,297
小 売 業	7,555
年間販売額 (百万円)	197,780
卸 売 業	79,855
小 売 業	117,925

(経済センサス活動調査)

(2) 工 業

令和3年経済センサス活動調査結果によると、宇治市内で製造業を営む従業者4人以上の事業所は、286事業所、従業者数は9,760人、製造品出荷額等は8,088億944万円で、前回と比べ、事業所数は11ヵ所の減少、従業者数は391人の減少となっている。

○ 年次別工業の推移 (従業者数4人以上)

表6-14

区分 \ 年次	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成25年	288	9,960	50,001,805
平成26年	288	9,873	49,591,983
平成29年	299	9,813	43,062,432
平成30年	297	9,995	66,029,197
令和元年	301	10,177	71,057,471
令和2年	297	10,151	68,444,590
令和3年	286	9,760	80,880,944

平成25、26年は各年12月31日現在、平成29年から令和2年は6月1日現在 (工業統計調査)

令和3年は7月1日現在 (経済センサス活動調査)

(3) 宇治市中小企業低利融資制度（㊟制度）

市内事業者に対して事業資金（運転資金・設備資金）を低利で融資するために、市内の金融機関に一定金額を預託し、融資を依頼するとともに、京都信用保証協会へ信用保証依頼を行い、事業者の経営の安定と健全な事業資金の供給に努めている。

令和2年4月から、依然として厳しい市内経済の状況を踏まえ、融資利率を1.4%から1.3%に引き下げた。

【融資要領】

○ 融資対象者

市内に引き続き1年以上住所（法人は本・支店の登記）を有する事業者で、市税に滞納のない京都信用保証協会の保証対象となる者。

○ 資金使途・融資額・期間・利率

表6-15

運 転 資 金	2,000万円以内	5年以内	年利1.3%
設 備 資 金	3,000万円以内	7年以内	

○ 返済方法

元金均等月賦償還（必要に応じて6ヵ月以内の据置期間あり。）

○ 保証人及び担保

保証人は法人は代表者、個人は不要。必要に応じて担保を徴する。

○ その他

京都信用保証協会による債務保証が必要。

【融資状況】

表6-16

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
融 資 件 数	419	221	337	385	403
融資額（万円）	466,280	275,955	394,692	441,761	463,285

【補給状況】

㊟融資を受けた市内の事業者に対して、保証料を50%、支払利子額を2年間補給し、利用者の負担軽減を図るとともに、事業者の経営安定に努めている。

(4) 中小企業融資に係る保証料補給制度

京都府中小企業融資制度の開業・経営承継支援資金（創業（開業）型及び事業転換・多角化型）を受けた市内の事業者に対して、保証料の50%を補給し、利用者の負担軽減を図るとともに、事業者の経営の安定に努めている。

(5) 中小企業融資に係る利子補給制度

日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（制度）を利用した事業者が融資を受けたときから3年間、支払った利子の一部について補給金を交付し、利用者の負担軽減を図るとともに、事業者の経営の安定に努めている。

(6) 中小企業振興対策

○ 小規模事業経営改善事業補助

小規模企業の指導、育成及び経営の改善等を図るために宇治商工会議所が行っている「小規模事業経営改善事業」に対して助成を行い、中小企業の振興と経営の安定に努めている。

○ 特定退職金共済掛金補助事業

宇治商工会議所が実施している「特定退職金共済制度」に加入する市内の中小企業事業主に対して助成を行い、中小企業に働く従業員の退職後の生活保障及び福祉の向上に資するとともに、中小企業の経営及び雇用の安定に努めている。

○ 創業支援事業

市内で起業を目指す人への支援を強化するため、宇治商工会議所・京都信用保証協会山城支所・日本政策金融公庫京都支店と連携を図り、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、平成28年8月に国の認定を受けた。創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」を活用し、創業希望者に対して、窓口相談、専門家個別相談、創業塾等による支援に努めている。また、新たに創業する者等に対して、創業等に要する経費の一部を補助することで、創業初期の経営安定化及び地域経済の活性化等を図っている。

○ 中小企業振興対策事業補助

中小企業振興基金を活用して、商店街等が実施する活性化対策事業、情報化対策事業等に対して助成を行い、中小企業の振興発展に努めている。

(7) 大型店対策

大型店対策として、「大規模小売店舗立地法」に基づき店舗面積1,000㎡を超える大型店に関して、立地周辺の交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物等の問題について、関係各課の意見を取りまとめ、京都府に対し生活環境の保持の見地から本市の意見を述べていく。

また、特に広域に影響を及ぼす大規模小売店舗の郊外部への無秩序な立地を抑制することで中心市街地活性化の効果を上げるため、平成19年5月、京都府・地域内市町村・経済団体・消費者代表から構成される地域商業ガイドライン策定協議会において、中心市街地エリア、大型店抑制・誘導エリア等を明示した「山城北地域商業ガイドライン」が策定された。

(8) 展示会出展支援助成事業

市内の中小企業者（製造業及び情報関連産業等）が開発・製作した製品等を展示会に出展する経費（出展料、移送料）の一部を助成することにより、産業の振興を図っている。

(9) 中小企業人材育成支援事業

中小企業者が企業の人材育成に必要な講習会等を開催する事業のほか、企業が人材育成のため資格・免許等を取得する事業に取り組む場合、その経費の一部を助成することにより、中小

企業の経営革新や事業の拡大等の支援を図っている。

(10) 企業立地等促進助成事業

宇治市企業立地促進条例を制定し、市内で新たに工場、事業所、研究施設などを新設又は増設する企業に対し、助成金を交付することにより、本市での企業立地を促進して、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図っている。

(11) 中小企業人材確保支援事業

宇治市主催の宇治市ものづくり企業合同企業説明会を開催することにより、市内製造業の人材確保の支援を行っている。

(12) 中小企業交流促進事業

事業者間の取引拡大、新たな技術開発や商品開発等を目指して、同・異業種交流や各種セミナー等を実施することにより、企業や事業者間の交流連携の強化及び新しい事業や商品等の新たな価値の創出を図っている。

(13) 中小企業情報発信事業

市内製造業を PR するため、顧客創出、雇用の確保・PR・発信力向上を目的とし、オープンファクトリー（工場や工房見学）や子ども向けイベントを開催し、さまざまなモノづくりの活動現場を公開することで、新たなイノベーションの創出を促進するとともに、市内製造業のガイドブックを作成することにより市内企業情報の発信を行っている。

(14) 産学連携交流促進事業

市内製造業の技術革新を促すため、市内製造業が理系大学研究室の具体的な研究内容を知り、大学研究室が市内製造業の事業内容を知る取組により、産学連携の基礎作りを行っている。

(15) 中小企業事業承継支援事業

市内事業者の円滑な事業承継とアトツギのコミュニティ形成等を目指して、アトツギの発掘と交流を目的としたセミナーや各種講座等を実施することにより、経営者年齢の若返りと市内事業者の持続的な経営の支援を行っている。

(16) 宇治のうまいもん発信事業

市内事業者の「美味しい」料理や隠れた「上手い」技術など、宇治市にしかない魅力を動画で発信することにより、市内の経済循環とまちの活性化を図っている。

(17) こども未来キャンパス事業

産業交流拠点「うじらば」において、こどもと若者を対象に、起業・体験スクールを開催し、多様な働き方が選択できる「にぎわいのあるまちづくり」を推進するとともに、未来を担う人材の育成に努め、ふるさとへの愛着を醸成している。

(18) 中小企業 BCP 策定支援事業

地震・水害等の大災害等による直接被害や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きな影響を受けた経験から、市内事業者の BCP 策定促進を目的に、実践的なセミナー・ワークショップを実施している。

(19) 先端設備等導入支援事業

労働生産性の向上を目的とした先端設備等の導入を行う事業者に対し、補助金を交付することにより、市内中小事業者の経営力強化の促進を図っている。

(20) 市内企業 PR 動画作成事業

人材確保を目的とした企業紹介動画コンテンツを制作及び動画活用セミナーを開催することで、市内製造業の人材確保支援を実施している。

(21) 産業振興の拠点整備

○ 産業会館管理運営事業

宇治市産業会館は、本市の商工業振興と産業育成を図るため、昭和62年4月に宇治商工会議所会館との複合施設として設置したものであり、本市の産業振興の拠点施設となっている。平成18年度からは指定管理者制度の導入により宇治商工会議所を指定管理者として指定し、適正かつ円滑な管理を行っている。

【施設概要】

表6-17

敷地面積 2,096.840㎡
建築面積 1,016.162㎡
延床面積 2,712.355㎡

延 床 面 積 内 訳	宇治市産業会館	959.741㎡
	宇治商工会議所	1,285.140㎡
	共有施設	467.474㎡

表6-18

施 設 名	収容人数	主 な 用 途
う じ ら ぼ	—	コワーキング、製品展示、イベント開催等
多 目 的 ホ ー ル	200人	各種講演会、展示会、イベント開催等
第 一 研 修 室	51人	各種研修会、講習会、会議等
第 二 研 修 室	39人	各種研修会、講習会、会議等
茶 室	40人	各種教室、講座等

○ 宇治市産業振興センター及び宇治ベンチャー企業育成工場

日産車体京都工場跡地の一画に宇治市産業振興センター及び宇治ベンチャー企業育成工場を建設し、今後の産業振興の拠点整備を行った。宇治市産業振興センターは平成17年4月に開設するとともに、宇治ベンチャー企業育成工場は公募により選考した企業が順次入居され、これらの企業に対しては、専門的機関に業務を委託し、総合的な支援を行っている。

【施設概要】

所在地 宇治市大久保町西ノ端1-25

敷地面積 4,000.00m²

ア. 宇治市産業振興センター

建物構造：鉄筋コンクリート造2階建て

延床面積：964.27m²

施設内容：多目的ホール・会議室1・会議室2・会議室3

イ. 宇治ベンチャー企業育成工場

建物構造：鉄骨造2階建て

一般棟(6区画) 1区画当り延床面積 199.51m²

バイオ棟(2区画) 1区画当り延床面積 156.34m²

4. 労働

(1) 技能功労者表彰

市内のすぐれた技能者の功労をたたえ、技能水準の一層の向上と技能尊重の気運の高揚を図るため、毎年11月23日（勤労感謝の日）に技能功労者の表彰を行っている。

昭和47年度から52回の表彰を行い、令和5年度までに894名を表彰している。

【表彰基準】

- 市内に継続して5年以上住所を有している者。
- 技能者として市内の事業所に通算して5年以上従事し、30年以上の実務経験を有する満60歳以上の者。
- 極めてすぐれた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者。
- 引き続きその職業に従事する者並びに同一職業の指導的な立場にある者。
- 小規模の事業所で従事している者。

(2) 勤労者住宅資金融資制度（㊤制度）

市内に居住する勤労者に対して、住宅の新築、購入、増改築及び修繕のための資金を低利かつ長期に融資するため、近畿労働金庫へ融資資金を預託して貸し付けを行い、勤労者の住宅の確保と住生活の向上に努めている。

(3) 労働者福祉事業

労働者の福祉活動を総合的に推進している「南山城地区労働者福祉協議会」の労働者福祉厚生対策事業に対して助成を行い、労働者の自主福祉活動を推進するとともに、労働者福祉の増進に努めている。

(4) 広報事業

労働情勢に関する情報や勤労者を対象にした各種教室の案内情報等を広く提供し、労働者の利便と福祉の増進を図るため、「宇治労政ニュース」を発行し、宇治市のホームページに掲載している。

(5) 雇用・職業安定対策

職業訓練法人城南地域職業訓練協会に対して運営補助金を交付し、地域社会における労働者の職業能力の向上と地域住民の福祉の増進を図っている。

5. 清 掃

(1) し尿処理・浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理事業は、収集・運搬・処理及び料金徴収まで、城南衛生管理組合によって運営されている。し尿収集については、企業委託（地域固定責任収集制）により、おおむね20日毎の定期収集を実施、浄化槽の清掃及び汚泥の収集については、許可業者制を採用している。

○ 作業内容

〈組合直営収集〉… 災害収集等

〈企業委託収集〉… 市内し尿収集申し込み世帯約1,210世帯及び事業所約140件を対象に収集および臨時収集

〈許可業者収集〉… 浄化槽清掃の申し込み者約19,510世帯を対象に汚泥を収集

○ し尿処理手数料

〈一般家庭〉… 1カ月当たり1世帯900円、徴収区分は1期（2カ月）単位

〈事業所等〉… 従量制料金で、900までごとに1,300円

〈浄化槽汚泥処理手数料〉… 従量制料金で、1000までごとに98円

○ 処理実績（令和5年度末処理人口）

表6-19

（単位：人）

行 政 区 域 内 人 口			180,210
計 画 処 理 区 域 内 人 口			180,210
処 理 人 口 の 内 訳	水 洗 化 人 口		177,656
	内 訳	下 水 道 人 口	159,392
		浄 化 槽 人 口	18,264
	計 画 収 集 人 口		2,552
	内 訳	世 帯 制	2,541
		従 量 制	11
	自 家 処 理 人 口		2

○ 年度別処理量の推移

表6-20

(単位：kl)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理工場搬入量	34,766	33,150	30,433	28,815	26,734
うち、宇治市分	21,042	19,633	17,436	16,333	14,923

(2) ごみ処理

一般家庭より排出されるごみは、「可燃物」、「不燃物及び焼却不適物」及び「資源ごみ」に分別された後、『もえるごみ』は週2回、『もえないごみ』『プラマーク』は週1回、『缶』は月2回、『びん・ペットボトル』は2週に1回、定点（ステーション）方式で収集している。また、『紙パック』『てんぷら油』『ペットボトルキャップ』『蛍光管』『小型家電』『使用済インクカートリッジ』は拠点方式で定期収集し、各々適正処理している。

○ 収集車保有台数（直営）（令和5年度）

表6-21

用 途 別	車 種	台数	備 考
もえるごみ・プラマーク収集 (一部、缶・乾電池・死獣収集を含む)	2t 塵芥車	22	回転板式・圧縮板式
	0.85t ダンプ車	2	
	2t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
もえないごみ収集 (臨時ごみ)	4t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠点回収	2t トラック	1	平ボディー・パワーゲート架装
	1.25t トラック	1	平ボディー・パワーゲート架装
ふれあい収集	2t トラック	2	平ボディー
その他	0.35t 軽ダンプ車	5	
計		37	

○ 処理概要（令和5年度 自己搬入除く）

表6-22

区 分	収集区分	料 金		収集間隔	処 分 の 方 法
可燃ごみ （家庭系）	直営・委託	無 料		週2回	クリーンパーク折居（焼却）
不燃ごみ （家庭系）	直営・委託	無 料		週1回	リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設）（破碎選別処理）
缶	直営・委託	無 料		月2回	エコ・ポート長谷山・社会福祉施設（選別売却）
びん	直営・委託	無 料		2週1回	エコ・ポート長谷山（選別売却）
ペットボトル	直営・委託	無 料		2週1回	エコ・ポート長谷山（選別売却）
プラマーク	直 営	無 料		週1回	リサイクルセンター長谷山（処理委託）
紙 パ ッ ク	直 営	無 料		週1回	社会福祉施設（売却）
乾 電 池	直営・委託	無 料		週2回	クリーンパーク折居（処理委託）
スプレー缶	直営・委託	無 料		週1回	リサイクルセンター長谷山（破碎選別処理）
てんぷら油	直 営	無 料		週1回	民間業者に売却
ペットボトル キャップ	直 営	無 料		週1回	エコ・ポート長谷山（選別売却）
蛍 光 管	直 営	無 料		週1回	リサイクルセンター長谷山（処理委託）
小 型 家 電	直 営	無 料		週1回	再資源化事業者へ引渡し
使用済インク カートリッジ	直 営	無 料		週1回	再資源化事業者へ引渡し
臨 時 ご み	直 営	1000毎	250円	随 時	可燃物 クリーンパーク折居（焼却） 不燃物 リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設）（破碎選別処理） （一財）宇治廃棄物処理公社（埋立）
死 獣 収 集	直 委 託	犬3,300円 犬2,200円 猫2,200円 猫1,100円 ※飼い主のいない犬・猫は無料		随 時	クリーン21長谷山（小動物焼却施設）（焼却）
古 紙 回 収 （古布類含む）	直営・委託又は 自治会等	集団回収については報償 金を支出（1kg当り5円）		—	古紙再生業者にて再生
溝 土	委 託	無 料		週2回	（一財）宇治廃棄物処理公社（埋立）
廃家電製品 （4品目）	直 営	1台 3,300 円 （リサイクル料金を除く）		随時	家電製品協会指定引取場所へ運搬
廃パソコン	直 営	デスクトップパソコン本体 1台 4,400 円 ノートブックパソコン 1台 4,400 円 CRT ディスプレイ 1台 5,500 円 液晶ディスプレイ 1台 4,400 円		随時	リサイクルセンター長谷山（選別処理）

○ 処理実績（家庭系のごみ）

表6-23

（人口は10月1日現在）

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 収集対象人口（人）	186,095	185,203	183,865	182,488	181,292
② 年間総収集量					
（イ）可燃物（t）	23,216.71	24,173.74	23,653.47	22,984.53	21,758.64
（ロ）不燃物（t）	6,510.80	6,884.45	5,748.81	5,310.14	5,168.08
③ 年間収集量の伸び					
（イ）可燃物（％）	△0.28	4.12	△2.15	△2.83	△5.33
（ロ）不燃物（％）	△0.35	5.74	△16.50	△7.63	△2.68
④ 住民1人1日あたりの排出量（家庭系）					
（イ）可燃物（g）	340.87	357.60	352.45	345.07	328.82
（ロ）不燃物（g）	95.59	101.84	85.66	79.72	78.10
（ハ）計（g）	436.46	459.44	438.11	424.79	406.92

(3) 古紙回収

昭和50年8月から、ごみ減量対策と有効利用の一環として、新聞・雑誌・ダンボール等の古紙の回収を実施。これは町内会・自治会等の団体と協定を結び、月1回を基準として、所定の集積所において回収するもので、実施団体長の実績報告書に基づいて1kgにつき5円の報償金を交付した（平成15年度まで）。平成14年1月から民間業者と古紙回収の契約をして、宇治市と協定を結んだ団体について、1kgにつき5円の報償金を交付している。

また、平成16年度から古紙類は可燃ごみとして収集することを取りやめ、すべてを古紙として回収して再資源化することでごみの減量化に努めている。

○ 古紙回収実績

表6-24

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙回収量（t）	7,593.60	6,621.94	5,462.46	6,512.00	5,476.64

(4) リサイクル事業

ごみ減量と資源の再利用を図るため、昭和61年8月から平成8年度まで市民の協力を得て、「リサイクル事業」として試行した。

当初、明星町自治会（約670世帯）を対象に缶・びんの試行収集を開始し、平成8年度末では36自治会・町内会等（約12,500世帯）まで拡大した。

平成9年4月から、容器包装リサイクル法の施行に伴い、全市域で缶、びん、ペットボトル、紙パックの分別収集を開始し、公民館集会所等で紙パックの拠点回収を実施している。

平成27年1月から、プラマーク（プラスチック製容器包装）の分別収集を実施している。

また、現在、市内11箇所の公共施設等で、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小

型家電、使用済インクカートリッジの拠点回収を実施しており、リサイクル事業を拡大している。

○ リサイクル回収実績

表6-25

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分						
回収量 (t)	缶	343.48	381.57	389.39	319.01	258.02
	びん	1,036.98	1,085.49	1,059.45	1,034.09	965.29
	紙パック	15.40	16.76	14.13	12.94	15.54
	ペットボトル	557.76	583.27	586.35	582.66	576.41
	プラマーク	1,585.47	1,698.47	1,742.31	1,806.81	1,720.07
	てんぷら油	9.42	9.90	10.16	9.34	9.32
	ペットボトルキャップ	1.75	1.96	1.81	2.04	1.96
	蛍光管	1.79	1.95	1.49	1.47	1.50
	小型家電	6.83	8.49	10.82	17.14	37.64
	使用済インクカートリッジ	—	—	—	0.20	0.28
	計	3,558.88	3,787.86	3,815.91	3,785.70	3,586.03

(5) ふれあい収集

平成21年度から、介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ（安否確認）を行う「ふれあい収集」を実施している（平成21年度は試行実施）。

また、令和2年度には産後ケア事業対象者、令和5年度には要支援者（ヘルパー等の利用者）に対象者を拡大し実施している。

令和5年度末で515世帯がふれあい収集の対象となっている。

(6) 指定ごみ袋制度

家庭ごみを、市が指定する透明・白色半透明のごみ袋で排出する制度を、平成24年6月試行実施、同年10月に完全導入した。

(7) 海外リユース事業

令和元年度から、ごみ減量を目的としたリユースの取り組みとして、各家庭で不要になった衣類、靴、カバン、ぬいぐるみ等を拠点回収（市内4箇所）し、海外でリユースしている。

○ 海外リユース事業回収実績

表6-26

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分						
回収量 (t)		13.6	57.8	75.0	70.9	61.0

6. 環境の保全

宇治市環境保全基本条例（昭和51年7月15日施行）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全と確保を目的として制定された。

同条例に基づき平成12年に、21世紀に向けた宇治市の環境施策を推進するための基本的な方向性を示した宇治市環境保全計画を策定し、平成25年に第2次環境保全計画を策定した。その後、令和6年3月に宇治市地球温暖化対策地域推進計画及び地域気候変動適応計画を統合し、脱炭素社会の実現、気候変動への対応など、総合的な環境施策の方向性と実現に向けた取組を示す「宇治市第3次環境保全計画」を策定した。

また、令和4年3月25日に『市民と築くゼロカーボンのまち宣言～「安全・安心に住み続けられるまち」を目指して～』を宣言し、2050年までに宇治市での温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進している。

(1) 宇治市環境保全審議会

この審議会は、良好な環境の保全および確保に関する事項を審議するため、宇治市環境保全基本条例に基づき設置するもので、32人以内の委員（令和6年4月1日現在、16名）で構成され、委員の任期は2年である。

市長は、審議会に次の事項を諮問する。

- ア. 環境基準の設定
- イ. 環境保全計画の策定
- ウ. 公害の予防対策および被害対策
- エ. 良好な環境の保全および確保に関する協定の締結
- オ. 大規模な開発行為等に対する環境保全対策
- カ. その他必要と認める事項

(2) 環境衛生対策

ア. ラブホテル建築等の規制

昭和58年4月、環境保全審議会から「ラブホテルの建築については、本市の良好な社会環境の保全と、青少年の健全な育成をはかるため、条例を制定して規制することが必要である」との提言を受けた。

本市においては、京滋バイパスなどの周辺はもとより全市域的にラブホテルの進出が懸念されたことから、この提言にのっとり具体的な規制方法を検討し、各関係行政機関との協議のうえ「宇治市ラブホテル建築等規制条例」を昭和59年3月に制定した。

市域においてラブホテルが建築可能な地域は一部の商業地域だけであるが、当地域についても「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例」の規定により営業が規制されている。

イ. あき地の雑草等の除去

あき地に繁茂した雑草は、衛生害虫や農作物害虫の発生場となるほか、交通の障害、ゴミの不法投棄、火災、犯罪などをひき起こす場合がある。

このため、あき地の雑草等を除去し、生活環境の保全と優良農地の保護を図ることを目的として、昭和50年7月に「宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定した。そして、

昭和52年2月には、続いて制定した「宇治市環境保全基本条例」の本旨との整合を図った。

付近住民からの苦情等に基づき現地を確認し、当該あき地の雑草の繁茂状況が生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合、所有者等に通知書を送付し、除草を助言している。除草は、所有者等が自らの責任で実施することが原則となるが、事情により自ら処理できない場合は市に対し除草を委託することもできる。

なお、一定の期間を経過しても処理されないケースについては、指導文書等を発送するなどして処理を促している。また、例年苦情が出る場所については、雑草の繁茂時期に入った5月中旬頃に現地確認のうえ、各所有者等に対してあき地の適正な管理についての文書を送付している。

○ 雑草等除去取扱状況

表6-27

区分 年度	指導・助言件数 (A+C)	指導・助言面積 (B+D) (㎡)	自己処理件数 (ア)	自己処理面積 (イ) (㎡)	委託件数 (ウ)	委託面積 (エ) (㎡)
令和元年度	59	15,304	22	5,994	36	8,740
令和2年度	47	11,141	12	2,740	34	8,328
令和3年度	49	14,774	20	7,584	29	7,190
令和4年度	55	21,928	20	8,962	35	12,966
令和5年度	46	13,699	19	7,560	27	6,139

処理件数 (A)=(ア)+(ウ)	処 理 面 積 (㎡) (B) = (イ) + (エ)	未処理件数 (C)	未処理面積 (D) (㎡)	処理率 (%)	
				件数	面積
58	14,734	1	570	98.3	96.3
46	11,068	1	73	97.9	99.3
49	14,774	0	0	100.0	100.0
55	21,928	0	0	100.0	100.0
46	13,699	0	0	100.0	100.0

ウ. 害虫対策

害虫対策については、本来の感染症予防を目的とする衛生害虫対策から、生活環境を阻害する不快害虫対策へと変わりつつある。したがって、個人にかかわるものについては自己処理を前提として各自でできる限り対応し、広域的に害を及ぼすもの等については市が発生源の追求・対処を行うとともに、発生源の所有者または管理者に対して助言を行うことにより対応している。

○ トビケラ対策

宇治川を発生源とするトビケラへは、これまで生態調査や対策検討会議を行うなどして対策を検討してきたものの、効果的な発生源（幼虫）対策は見当たらず、抜本的解決には至っていない。しかし、生活環境だけではなく、観光振興にも影響を及ぼしているため、引き続き、効果的で自然環境及び生態系に影響を与えることのない対策を検討していく。

なお、飛来する成虫への対策は、電撃殺虫器を稼働させるとともに薬剤散布を5回行った。

○ その他の対策

その他全般的な対策としては、市民の協力を得る中で、衛生害虫の発生源対策として、希望する自治会・町内会を対象にダスター等の衛生機材を貸し出している。

エ. 犬の登録および狂犬病予防注射

狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅のため、狂犬病予防注射接種を推進するとともに、犬の登録及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付等の事務を行う。また、府保健所との連携のもと、犬・猫等動物の適正飼養についての啓発活動を実施する。

令和5年度の犬の鑑札交付件数は584件、狂犬病予防注射済票交付件数は5,862件であった。

オ. 市有墓地管理

市内34カ所に点在する市有共同墓地は、旧町村から引き継いだものであり、それぞれ歴史的経過や慣習があることから、地元の自主管理組織に管理を委ねている。

カ. ボイ捨て防止対策

空き缶やたばこの吸い殻等の散乱を防止し、環境美化の促進と歴史文化都市としての美観を保全することを目的として、平成11年10月に「宇治市環境美化推進条例」を制定した。

各種団体や市民ボランティア等の協力を得ながら美化活動や啓発活動を通じて、市民意識の向上を図るとともに、ごみを捨てさせない、捨てにくい環境をつくり出すことを目指している。

(3) 墓地公園

宇治市天ヶ瀬墓地公園は、祖霊が安らぎ故人を追慕するにふさわしい静寂・荘厳な環境を創出するとともに、墓参者のみならず広く市民に開放された親しみの持てる空間とするため、散策と憩いの場に必要となる修景施設等の配置や緑との調和に配慮した、美しい墓地公園とすることを基本理念として、平成4年9月に開園し、供用を開始した。

また、墳墓に対し多様化する市民ニーズ等を踏まえ、令和2年度に合葬式墓地の建築工事を実施し、令和3年7月に供用を開始した。

○ 施設概要

名 称	宇治市天ヶ瀬墓地公園
所 在 地	宇治市宇治金井戸7番地の44
敷地面積	57,656㎡
総墓所数	2,975区画

○ 墓所使用料・墓園管理料

表6-28

種 別	墓 所 使 用 料	墓園管理料（年間）
2㎡墓所	500,000 円	4,000 円
3㎡墓所	750,000 円	6,000 円
4㎡墓所	1,000,000 円	8,000 円

○ 合葬式墓地使用料

表6-29

施設の区分		金額（1体につき）	
		市内	市外
合 葬 室		55,000円	82,500円
個別安置室	10年	110,000円	165,000円
	20年	165,000円	247,500円
記 名 板		55,000円	82,500円

○ 管理運営

平成18年度から財団法人宇治市霊園公社（平成25年4月1日に一般財団法人宇治市霊園公社へ移行）を、令和2年度から日本管財・五輪グループを指定管理者とし、管理運営業務を委託している。

(4) 斎 場

宇治市斎場は、旧来のイメージを一新した人生最終の厳粛な告別の場にふさわしい施設として昭和59年4月に開設した。

○ 施設・設備の特徴

- ア. 慣習と尊厳の思想を重んじ、やすらぎの雰囲気を表現している。
- イ. 近代的な明るさと建築美を周辺の風致環境に調和させた。
- ウ. 葬祭場を設け葬儀を行うことができる。
- エ. 環境の保全を基本に無公害設備を採用している。
- オ. 故人の尊厳を損なうことのない機能を有し、能率的で安全性が高く衛生的である。

○ 施設概要

名 称	宇治市斎場
所 在 地	宇治市宇治金井戸7番地の37
敷地面積	13,656.95㎡
業務開始	昭和59年4月23日
建物規模	鉄筋コンクリート造平家建2,455.92㎡

火 葬 棟

- ・火葬炉8基（前室付台車式大型炉）
- ・炉前ホール ・告別室2室 ・収骨室3室 ・安置室1室

待 合 棟

- ・待合ホール ・和室3室 ・洋室2室 ・事務室

葬 祭 棟

- ・葬祭場 ・葬祭ホール ・遺族控室2室

そ の 他

- ・渡り廊下 ・霊灰庫 ・プロパン庫

○ 斎場使用料

表6-30

区 分		単 位	使 用 料（円）	
			市 内	市 外
火 葬 場	大人（12歳以上）	1 体	12,000	90,000
	小人（12歳未満）	1 体	8,000	60,000
	妊娠4カ月以上の死産児	1 体	6,000	45,000
	妊娠4カ月未満の死産児	1 体	3,600	27,000
	肢体の一部及び胎盤	4kgまで	3,600	27,000
		4kgを超える1kgごとに	800	6,000
第1葬祭場 （全 面）		午後4時から翌日の午後4時まで	52,000	186,000
		午前0時から午後4時まで	26,000	93,000
第2葬祭場及び第3葬祭場 （半 面）		午後4時から翌日の午後4時まで	26,000	93,000
		午前0時から午後4時まで	13,000	46,500
安置室		午後4時から翌日の午後4時まで	3,600	12,900
待合室		1室2時間	2,400	8,600

第2葬祭場及び第3葬祭場は第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものをいう。

○ 火葬場使用件数（令和5年度）

表6-31

（単位：体）

区 分		大 人	小 人	死産児	肢体の一部 及び胎盤	計
総 数		4,003	12	18	0	4,033
内 訳	市 内	1,976	7	12	0	1,995
	市 外	2,027	5	6	0	2,038

1日平均火葬件数 12.3体

○ 葬祭場等利用件数（令和5年度）

表6-32

（単位：件）

区 分		待 合 室	安 置 室	葬 祭 場	計
総 数		545	315	122	982
内 訳	市 内	288	246	104	638
	市 外	257	69	18	344

○ 管理運営

平成18年度から財団法人宇治市霊園公社（平成25年4月1日に一般財団法人宇治市霊園公社へ移行）を、令和2年度から日本管財・五輪グループを指定管理者とし、管理運営業務を委託している。

(5) 環境対策

本市の環境行政は、宇治市環境保全基本条例、京都府環境を守り育てる条例、及び公害関係法令等に基づき、市民の健康と快適な暮らしを守る立場から、事業計画に基づき事業を実施した。

ア. 環境の保全

(7) 地球環境保全活動推進事業

さまざまな活動を通じて、市民が地球環境保全に取り組めるように、市民参加の場を設け支援を行うことを目的としている。毎年、環境月間（6月）には市民交流ロビーにて環境展を行っている。

(4) 環境マネジメントシステムの取組

本市本庁舎（本館・西館・議会棟）については平成14年2月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得、平成25年4月には、本市の環境マネジメントシステムがISO規格に適合していることを自ら宣言する「自己適合宣言」を行った。また、本市独自の規格として新しい環境マネジメントシステムである、宇治市環境アクションを構築し、平成30年度から全職場を対象に運用している。

各所属では、「宇治市地球温暖化対策実行計画」に定めたエコオフィス活動のほか、イベント開催時における環境配慮、公共工事への環境配慮等の取組を行っている。

(9) 地球温暖化対策実行計画

市は一事業者・一消費者としての立場から環境への負荷低減に率先して取り組むため、平成12年度に本計画を策定し、平成13年度より計画に基づく取り組みを始めている。

平成30年3月には「宇治市地球温暖化対策実行計画（第5期計画）」を策定し、本市の事務事業により排出される温室効果ガスを平成30年度から令和5年度までの計画期間内で107,351t-CO₂以内とすることを目標に掲げた。

省エネの取組の一つとして、期間を定めず、年間を通して適正な冷暖房温度やエコスタイ

ル（軽装・重ね着）の励行に取り組んだ。

(エ) 二酸化炭素排出抑制対策事業

「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画」等に基づき、市民・事業者へ温室効果ガス排出削減の効果的な取組みの普及啓発を行った。

令和5年度は、市民向けの緑のカーテン講習会の実施や、市立小学校3校、市立中学校3校、市立幼稚園2園、その他の公共施設7カ所で緑のカーテンを設置した。

(オ) 家庭用雨水タンクの普及促進

雨水利用を通じた環境意識及び防災意識の向上を図るため、平成27年度より雨水タンクを設置する者に対し購入費用の一部を補助する宇治市雨水タンク設置事業を実施している。令和5年度の補助件数は、16件であった。

(カ) 自立型再生可能エネルギー設備の普及促進

住宅における再生可能エネルギーの普及を促進するため、平成28年度から住宅に太陽光発電・蓄電設備を同時設置する者に対し設置費用の一部を補助する宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業を実施している。令和5年度の補助件数は、32件であった。

(キ) ZEH普及促進

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を促進するため、令和4年度よりZEHを導入した住宅を新築・購入、または既存住宅を改修する者に対し導入費用の一部を補助する宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業を実施している。令和5年度の補助件数は、4件であった。

(ク) 環境管理制度認証登録支援

市内の事業者が新たに「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の審査登録を取得した場合、必要経費の一部を補助する宇治市環境管理制度認証登録支援事業を実施している。令和5年度の補助申請はなかった。

(ケ) エコ・アクション・ポイント

市民ならびに事業者の意識改革・行動変容を促していくため、環境省が推進するエコ・アクション（環境にやさしい行動など）に特化した全国共通のポイントプログラムを活用するエコ・アクション推進事業を実施している。令和5年度の市域における新規登録者数は576人であった。

(コ) 宇治市地球温暖化推進パートナーシップ会議との連携

宇治市地球温暖化推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）と連携し、地球温暖化対策の普及啓発を行った。

令和5年度実績省エネ相談所17回、緑のカーテン講習会2回、議会棟緑のカーテン育成、広報誌4回発行、どんぐりプロジェクト、再エネ講演会、ecoットカフェ6回を実施

した。

(サ) 環境フェスタ

宇治市地球温暖化推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）とともに、身近で楽しみながら実践できる環境にやさしい取組を普及・啓発することを目的に宇治環境フェスタを開催した。令和5年度の来場者は約700人であった。

(シ) 親子で学ぶゼロカーボンツアー

地球温暖化の原因やカーボンニュートラルについて学び、環境にやさしい行動ができるようになることを目的に、市内在住の小学5・6年生とその保護者を対象としたゼロカーボンツアーを実施した。令和5年度の参加者は15組32人であった。

イ. 公害苦情及び処理状況

令和5年度の公害苦情件数は69件であった。苦情を種類別にみると、騒音・振動29件、悪臭29件、大気汚染5件、水質汚濁5件、廃棄物投棄1件となっている。主な発生源は、工事・建設業25%、産業用機械作動15%、焼却（野焼き）6%、家庭生活6%、産業排水4%、その他44%となっている。

ウ. 環境調査・発生源調査と対策

(ア) 大気汚染

環境調査としてTEA法による二酸化窒素簡易測定を実施した。また、宇治市役所屋上に簡易採雨装置を設置し、雨水のイオン分析による酸性雨調査を実施した。大気の汚染状態は、全体として横ばいの傾向を示している。

(イ) 水質汚濁

市内26の中小河川・支川水路・自然水系河川の水質調査及び木幡池環境調査を実施した。また、発生源調査として市内の工場・事業場の排水水質監視測定を実施した。

その結果、市内中小河川・支川水路・自然水系河川の水質は、ほぼ横ばいの傾向を示している。また、工場・事業場の排水水質は、各対象事業場にて年1回の監視測定を実施し、排水基準値を上回った事業場については、改善指導を行った。

(ロ) 騒音・振動

自動車の走行に伴う道路騒音・振動について、市内の交通量の多い主要道路13地点で測定を行った。令和5年度の結果は、騒音については、昼夜ともに環境基準を上回ったのが2地点であった。なお、振動については全て基準を満たしていた。

鉄道騒音・振動については、市内3鉄道の測定を行った。その結果、3鉄道とも経年的に大きな変化はなく、横ばいで推移している。

(ハ) 悪臭

発生源対策として、事業所の臭気測定を実施する体制をとっている。

(オ) 光化学スモッグ

京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグから市民の健康を守るため、5月から9月にかけて緊急時に対応できる体制をとっている。令和5年度は宇治地域で光化学スモッグ注意報の発令は1日であった。

(カ) ゴルフ場農薬

ゴルフ場における農薬の使用による生活環境への汚染を防止するため、農薬使用に関する協定を締結している市内3ゴルフ場に対し、水質検査を実施した。例年、排出基準値以下となっている。また、3ゴルフ場には農薬の使用実態の報告を指導している。

(キ) ダイオキシン類調査

発生源周辺を含む一般環境の土壌、水質、底質中のダイオキシン類の測定をした。その結果、いずれも環境基準を下回る値であった。また、東宇治浄化センターと（一財）宇治廃棄物処理公社の処理水の水質について測定をした。例年、排出基準値以下となっている。

(6) 浄化槽設置整備事業補助制度

生活排水対策を促進し、公共用水域の水質向上を図るため、平成9年度に宇治市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を創設した。令和5年度の補助対象はなかった。

7. 観 光

(1) 観光客数

令和5年の宇治市の観光入込客数は前年比約121%の491万9千人となった。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたイベントが再開したことや、神社仏閣への入込客数がコロナ以前（令和元年）の8割程度まで戻ったことから、全体の入込客数もコロナ以前（令和元年）の9割程度まで戻ってきた。

(2) 市営茶室「対鳳庵」

宇治市市営茶室は、宇治茶及び茶道の普及並びに観光の振興を図るため設置したものであり、宇治市を訪れる観光客や市民が一席1,000円から、香り高い宇治茶を季節の菓子とともに気軽に味わうことができる。

平成18年度からは指定管理者制度の導入により、公益社団法人宇治市観光協会を指定管理者として指定し、適正かつ円滑な管理を行っている。

(3) 宇治市観光センター

宇治市観光センターは、本市の文化の向上と観光の発展に寄与するとともに、観光客及び市民の利便を図るため、昭和57年5月に開設し、本市の観光拠点となっている。

平成18年度からは指定管理者制度の導入により、公益社団法人宇治市観光協会を指定管理者として指定し、適正かつ円滑な管理を行っている。

(4) お茶と宇治のまち歴史公園

お茶と宇治のまち歴史公園は、史跡・宇治川太閤堤跡をはじめ、宇治茶の魅力や宇治の歴史・文化を情報発信する施設で、令和3年8月に開園した。園内では、再現された太閤堤を見ることができるほか、「お茶と宇治のまち交流館（愛称：茶づな）」では、宇治茶と宇治の歴史を紹介するミュージアムをはじめ、各種体験プログラムを通して、いろいろな宇治茶の魅力を感じることができる。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、株式会社宇治まちづくり創生ネットワークを選定し、施設整備及びその後の維持管理・運営を行っている。

(5) 年中行事及び催し

表6-33

令和5年

初縣まつり	1月5日	縣神社
節分祭	2月3日	宇治神社ほか
関白忌	3月2日	平等院
山宣祭	3月5日	善法墓地
宇治川さくらまつり	4月1日・2日	府立宇治公園中の島
開山（隠元禪師）忌	4月3日（山内のみ）	黄檗山萬福寺
宇治神社神幸祭	5月8日（例年は第2日曜日）	宇治神社
頼政忌	5月26日（院内のみ）	平等院
宇治上神社献茶祭	6月1日	宇治上神社
縣まつり	6月5日～6日未明	縣神社
大幣神事	6月8日	縣神社
宇治神社還幸祭	6月11日（第2日曜日）	旧宇治町一帯
宇治川の鵜飼	7月1日～9月30日	府立宇治公園中の島喜撰橋畔
金毘羅まつり	7月10日	円藏院
開山（道元禪師）忌	9月26日～28日	興聖寺
宇治神社献茶祭	10月1日	宇治神社
宇治茶まつり	10月1日（第1日曜日）	宇治橋、興聖寺、 府立宇治公園中の島付近
源氏物語セミナー	10月17日	宇治市生涯学習センター
宇治田楽まつり	10月14日	雨天のため文化センターで実施
宇治十帖スタンプラリー	10月1日～11月30日	宇治川畔一帯
縣神社献茶祭	11月5日	縣神社
第33回紫式部文学賞・紫式部市民文化賞贈呈式及び紫式部文学賞受賞者講演会	11月18日	宇治市文化会館大ホール
除夜（鐘撞き）	12月31日	各寺

8. 文 化

「文化芸術基本法」、「古典の日に関する法律」並びに「宇治市文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術施策の推進を図るとともに、市民の創造的文化活動の育成・支援を進める。

また、宇治市の文化芸術の振興に努めるため、「宇治市文化芸術振興基本計画」を令和4年3月に策定した。

(1) 宇治市民文化芸術祭

市民及び市民団体が、日ごろの文化活動の成果を発表するとともに、参加・運営をとおした相互の交流を図り、市民意識の高揚と文化活動の促進を図るため、毎年秋に文化センターを主会場として開催している。主催は、市、宇治市民文化芸術祭実行委員会、宇治市文化会館指定管理者アクティオ株式会社、宇治市芸術文化協会。

書道・陶芸・手工芸などの「展示の部」、舞踊・吟詠などの「舞台の部」に加えて、各種団体の自主運営による「文化芸術祭参加事業」によって構成される。

(2) 宇治市少年少女合唱団

宇治市唯一の公立合唱団で、音楽活動をとおして、子どもたちの自主性や情操豊かな人間性を養い、宇治市の音楽文化の振興に資することを目的に運営している。

団員は、市内在住の小学校2年生から中学校3年生までの児童・生徒約20名。

活動は、毎週土曜日午後に行う定期練習をベースに強化練習（夏季合宿も含む）のほか、日ごろの練習成果を発表する定期演奏会の開催をはじめ、市の行事や各種合唱祭等への出演などを行っている。

(3) 紫式部文学賞・紫式部市民文化賞

宇治市の「ふるさと創生事業」として、市民から募集したアイデアを基に日本女性文学の継承・発展と市民の文化水準の向上に資することをめざし、平成3年度からスタートした。主催は市及び市教育委員会。

紫式部文学賞は、全国の女性作家を対象に前年1年間の既刊の文学作品から推薦方式で候補作品を募り、選考の上受賞作品を決定する（正賞：クリスタル像、副賞：100万円）。紫式部市民文化賞は、市民（市内在勤・在学者も含む）を対象に文学作品及び研究作品を公募し、選考の上受賞作品を決定する（正賞：クリスタル像、副賞：図書カード3万円分）。令和4年度からユース賞（30歳未満の応募者を対象）及び奨励賞を新設（副賞：図書カード5千円分）。

(4) 「源氏ろまん」

紫式部文学賞・紫式部市民文化賞の贈呈式を中心として、地域文化の向上、観光の振興、市民のふるさと意識の醸成をめざして、毎年秋に開催している。主催は、市及び市教育委員会。

宇治の田楽を市民の手で現代に蘇らせた「宇治田楽まつり」、宇治橋周辺にある源氏物語「宇治十帖」のゆかりの地を巡る「宇治十帖スタンプラリー ～スマホで巡る～」、紫式部文学賞・紫式部市民文化賞の「贈呈式」及び紫式部文学賞受賞者による「紫式部文学賞受賞者講演会」、源氏物語への理解を深める講演会「源氏物語セミナー」等で構成される一連の事業は、市内外から多くの参加者を得て、「源氏物語のまち宇治」をアピールする一大イベントとなっている。

「宇治田楽まつり」は、スタッフも出演者も市民ボランティアの参画を得て開催されるもので、主催者である宇治田楽まつり実行委員会では、「ふるさと宇治」にふさわしい市民のまつりを創造することを目的に運営されている。

(5) 市民交流ロビーコンサート

市民が気軽に音楽に親しめる機会として、また、市民の音楽活動の場として、市役所1階の「市民交流ロビー」でコンサートを開催し、市民にも親しまれている。基本的に月1回の開催とし、その他記念日を追加し、年間17回開催している。

(6) 文化芸術活動動画配信事業

多様な媒体を活用した文化芸術活動の情報発信のため、動画配信という形で発表の場を創出している。YouTubeに作成した「宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル」で、文化芸術活動を行う市内の団体・個人の動画を配信している。

(7) 宇治市高校生文化芸術祭典FUN×FAN×FES

宇治市内に在住・在学する高校生が一堂に会し、舞台発表・作品展示などの文化芸術活動を発表する場を提供している。高校生の自主的で創造的な文化芸術活動の成果の発表を通じて、若年層の文化活動者の学校を越えた交流を目的として開催する。

9. 文化センター

宇治市における文化活動の充実・発展を図るための拠点施設として、文化会館、歴史資料館、中央公民館、中央図書館の4施設で構成する複合施設で、昭和59年10月に開館した。

昭和56年9月 歴史資料館の併設方針決定

昭和57年1月 建設基本構想及び基本計画決定

昭和57年7月 建設基本設計案選考委員会開催

昭和57年11月 広域行政圏における文化施設の設置にかかる方針等について意見交換
(広域行政圏推進協議会第2回臨時会議)

昭和58年1月 基本設計決定

昭和58年4月 用地造成工事完了

昭和58年7月 起工記念式

昭和59年10月 開 館

(1) 施設概要

位 置	宇治市折居台一丁目1番地
面 積	敷地面積 : 27,233.00㎡
	建設面積 : 9,018.52㎡
	延床面積 : 11,831.14㎡
構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)4階建
経 費	47億3千4百万円

〈建物内容〉

ア. 文化会館（延床面積 7,530.35㎡）

（ア）大ホール 1,308席（車椅子対応席3席）

- ・舞 台 : 幅43m ×奥行17.7m
舞台開口 : 幅18m ×高さ8m
- ・オーケストラピット : 手動式
- ・楽 屋 4 室（シャワー、便所）
- ・附 属 諸 室 : 映写室、音響調整室、調光室

（イ）小ホール 394席（車椅子対応席3席）

- ・舞 台 : 幅21.3m ×奥行9.3m
舞台開口 : 幅10m ×高さ5.5m
- ・楽 屋 2 室（シャワー、便所）
- ・附 属 諸 室 : 映写、音響、照明諸室

（ウ）そ の 他 リハーサル室1、練習室4（うち茶室・和室2）、エントランスロビー、
管理事務室、喫茶室、自動販売機コーナー、ロッカー室、授乳室

イ. 歴史資料館（延床面積 1,267.41㎡）

- ・展 示 室 2
- ・収 蔵 庫 2
- ・附 属 諸 室 : 資料館ロビー、事務室、資料閲覧室、研究室、資料整理室

ウ. 中央公民館（延床面積 1,246.44㎡）

- ・展示集会室（約150人収容） ・会議室（50人収容）
- ・実習室3室（絵画、工作、視聴覚室）
- ・団体活動室
- ・保 育 室
- ・附 属 諸 室 : 陶芸窯室、市民交流ロビー、事務室、資料室、印刷室

エ. 中央図書館（延床面積 1,786.94㎡）

- ・開架閲覧室（児童用じゅうたんコーナー付）
- ・参考資料室
- ・点字図書・対面朗読室
- ・集 会 室
- ・閉 架 書 庫
- ・附 属 諸 室 : 事務室、車庫及び作業室、電算機室、休養室

(2) 施設利用状況（令和5年4月～令和6年3月）

○ 大・小ホール

表6-34

施設区分 年／月	大 ホ ー ル			小 ホ ー ル		
	供用日数（日）	利用日数（日）	利用率（%）	供用日数（日）	利用日数（日）	利用率（%）
R5 / 4	27	5	19	26	14	54
R5 / 5	26	12	46	26	7	27
R5 / 6	25	9	36	25	9	36
R5 / 7	27	14	52	27	7	26
R5 / 8	26	13	50	26	9	35
R5 / 9	27	19	70	27	10	37
R5 / 10	24	19	79	23	19	83
R5 / 11	26	10	38	24	17	71
R5 / 12	22	10	45	23	13	57
R6 / 1	25	10	40	25	8	32
R6 / 2	25	15	60	25	17	68
R6 / 3	25	16	64	25	16	64
合 計	305	152	50	302	146	48

○ その他

表6-35

年 / 月	リハーサル室 利用日数	練習室 1 利用日数	練習室 2 利用日数	練習室3・4 利用日数
R5 / 4	12	8	13	5
R5 / 5	15	16	11	8
R5 / 6	12	14	10	8
R5 / 7	18	11	14	6
R5 / 8	17	5	9	1
R5 / 9	17	11	11	5
R5 / 10	23	16	17	12
R5 / 11	18	12	11	13
R5 / 12	10	13	12	12
R6 / 1	12	7	9	5
R6 / 2	11	11	15	11
R6 / 3	22	12	16	13
合 計	187	136	148	99

10. スポーツ・レクリエーション活動

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、親しむことができる生涯スポーツを推進するため、市民総合体育大会をはじめとするスポーツ大会の開催や、初心者でも気軽に参加できるニュースポーツひろば、市民スポーツまつりを実施するとともに、様々な実施主体が主催するスポーツイベントの情報を集約し、情報を発信するなどの各種事業に取り組んでいる。

平成22年度には、生涯スポーツの推進及び市民の健康増進に大きく寄与することを目的として整備を進めてきた「グラウンド・ゴルフ場」をアクトパル宇治に開設した。平成28年度から、新たなコース及び駐車場を整備する第2期工事に着手し、平成29年9月16日に全面オープンした。

また、平成27年3月に策定した「宇治市スポーツ推進計画」を見直し、令和4年3月、新たに「第2期宇治市スポーツ推進計画」を策定。計画の基本理念である「スポーツで育む健康と地域の絆 FUN SPORTS PLUS+」の実現に向けて各種施策を実施していく。

生涯スポーツの推進を図るため、次の施策に取り組んでいる。

○ スポーツ・レクリエーション事業の実施

- ・市民スポーツまつり
- ・市民駅伝競走大会
- ・市民ファミリーバドミントン大会 等

- 各種団体・組織による自主的な活動への支援
 - ・ (一財) 宇治市スポーツ協会の活動
 - ・ 宇治市体育振興会連合会の活動
 - ・ 宇治市スポーツ少年団の活動
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの活動

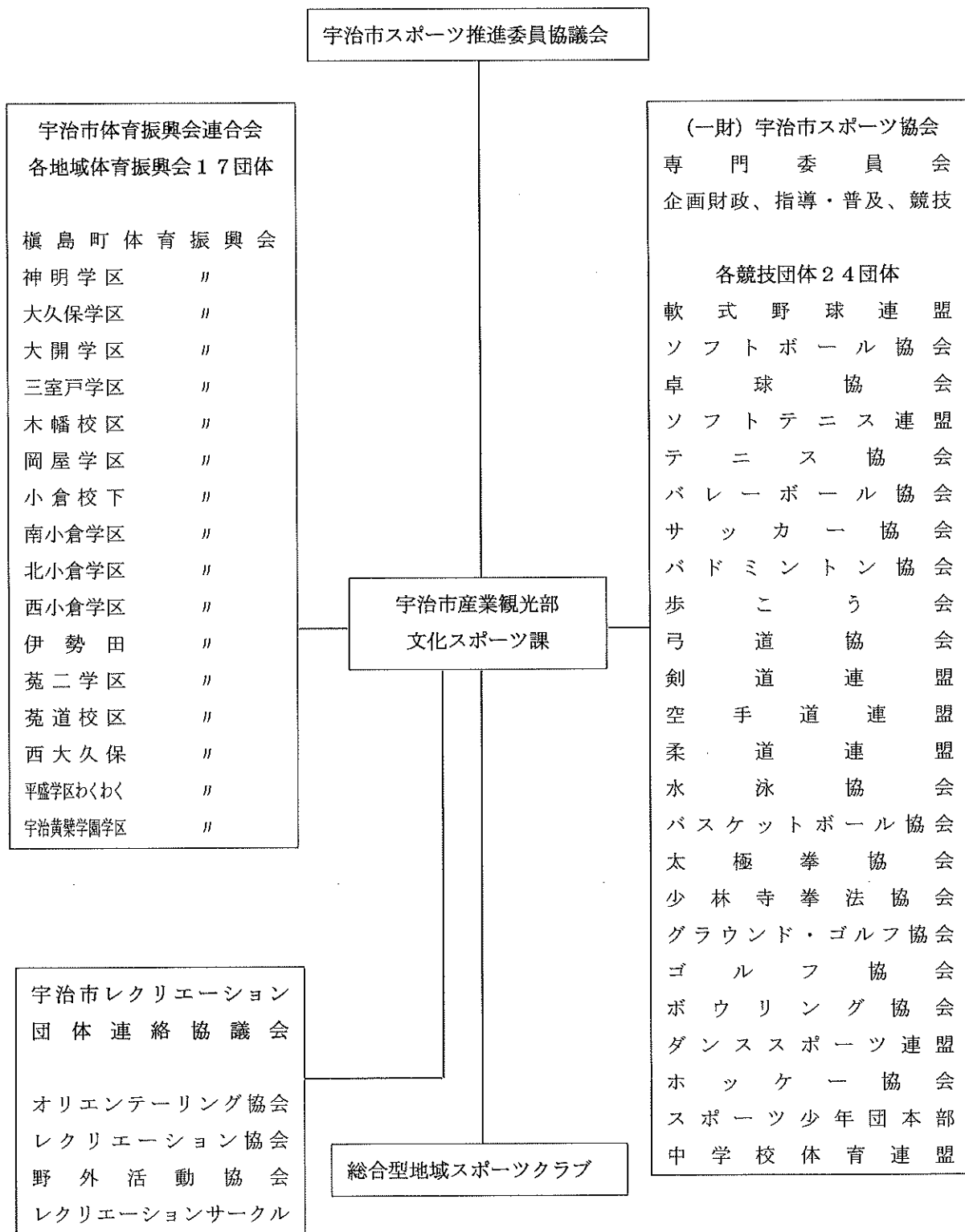
- スポーツ表彰
 - ・ 市民の体育・スポーツの振興及び競技力の向上に資するため、顕著な競技成績を収めた者もしくは団体、又はスポーツの健全な普及、発展に貢献した者もしくは団体を宇治市スポーツ賞として表彰している。

- スポーツ交流の促進
 - ・ 宇治市・宇部市スポーツ交流大会を平成3年度から交互に開催している。
(令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)

- スポーツ施設の利用促進・整備充実
 - ・ 巨椋ふれあい運動ひろばを、宇治市公園公社を指定管理者として管理運営を行っている。
 - ・ 「グラウンド・ゴルフ場」の開設(平成22年6月2日オープン、平成29年9月16日全面オープン)

- 全国大会、国際大会に出場する選手、団体の激励を行っている。

表6-36



○ ニューススポーツひろば

(令和6年6月1日現在)

〈あさのひろば〉

西宇治体育館（参加無料・保育あり） 10：00～12：00

6/8(土)・7/6(土)・7/27(土)・9/28(土)・10/19(土)・11/23(土)・12/21(土)・1/18(土)・1/25(土)・2/8(土)

黄檗体育館（参加無料・保育あり） 10：00～12：00

5/25(土)・6/1(土)・8/3(土)・8/24(土)・9/7(土)・11/9(土)・11/16(土)・12/14(土)・3/1(土)・3/15(土)

〈よるのひろば〉

西宇治体育館（参加無料・保育なし） 19：30～21：00

5/24(金)・5/31(金)・6/21(金)・9/6(金)・9/20(金)・2/28(金)

黄檗体育館（参加無料・保育なし） 19：30～21：00

6/7(金)・6/28(金)・10/4(金)・1/24(金)・2/14(金)

○ スポーツ・レクリエーション大会

(令和6年6月1日現在)

表 6-37

開 催 日	大 会 名	会 場
5 月 12 日（日）	第 5 8 回 市 民 総 体 総 合 開 会 式	太 陽 が 丘
5 月 19 日（日）	第14回宇治市体育振興会連合会春季交流グラウンド・ゴルフ大会	アクトパル宇治
6 月 15 日（土）	第 4 8 回 宇 治 市 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会	西宇治体育館
9 月 1 日（日）	第9回宇治市体育振興会連合会交流ボウリング大会	ラビュタボウル宇治東
10月14日（月・祝）	第 4 2 回 市 民 ス ポ ー ツ ま つ り	太 陽 が 丘
10月27日（日）	2024 U j i こ ど も ス ポ ー ツ フ ェ ス タ	西宇治公園
11月4日（月・祝）	第46回宇治市体育振興会連合会交流球技大会	西宇治公園他
12月1日（日）	2024多世代交流スポーツフェスティバルースポーツに親しめる日ー	黄 檗 公 園
12月8日（日）	第 4 0 回 市 民 駅 伝 競 走 大 会	太 陽 が 丘
2 月 23 日（日）	第 3 9 回 宇 治 川 マ ラ ソ ン 大 会	太 陽 が 丘
3 月 9 日（日）	第 2 5 回 市 民 フ ァ ミ リ ー バ ド ミ ン ト ン 大 会	西宇治体育館

11. 人 権

(1) 人権政策の推進

国際連合では、20世紀における二度の大きな戦争を教訓として、1948年に国際的な人権保障の理念と基準を示した「世界人権宣言」が採択され、その後、これを具体化するための数多くの国際規範の採択や監視機関の設置など、人権と平和が尊重される国際社会の実現に向けた積極的な活動が展開されてきた。

わが国においても、「国際人権規約」をはじめとした人権関係諸条約の締結、国内法や関係諸計画の整備が進められるとともに、平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・人権啓発に関する施策の一層の推進が示された。

本市では、人権政策を全庁的に推進するため、平成18年2月に「宇治市人権教育・啓発推進

本部」を設置するとともに、平成28年3月には、人権政策の基本指針である「宇治市人権教育・啓発推進計画」を発展・継承させた「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」を策定し、より一層の人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進している。

(2) 令和5年度の主な事業

ア. 人権教育・啓発の全庁的推進

学校教育や生涯学習を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、各部局の施策を通じて市民の人権尊重意識の高揚に努めた。

イ. 人権啓発課の取り組み

(ア) 人権啓発事業

人権擁護委員や関係機関・団体等と連携して、市民啓発のための各種事業を実施した。

表6-38

事業名	実施時期	実施場所	備考
人権強調月間（8月）の取組			
平和☆ひゅうまん夏フェスタ	8月	文化センター	700人参加
人権啓発スポットCM 放送		エフエム宇治放送	1日3回放送
人権啓発パネル展示		市役所市民交流ロビー	—
人権週間（12/4 ～ 12/10）の取組			
ひゅうまんフェスタうじ	11月～12月	生涯学習センター周辺一帯	500人参加
人権啓発スポットCM 放送		エフエム宇治放送	1日3回放送
人権啓発パネル展示		市役所市民交流ロビー	—
その他の取組			
情報紙「jinken」配布	8月、1月	—	各号8万部
身近に感じる人権講座	2月～3月	生涯学習センター他	428人参加
人権の花運動	10月～11月	市内小学校	4校で実施
人権啓発物品配布	年間	各種催し	4,400個配布
啓発教材（DVD 等）貸出	年間	—	年26本貸出
市政だよりによる広報・啓発	年間	—	—
人権啓発懸垂幕掲示	5・8・12月	市役所庁舎	—
啓発教材上映会	年2回	市役所庁舎	36人参加

(イ) 人権擁護委員の活動支援

本市が推薦した人権擁護委員（10人）が取り組む人権相談、街頭啓発、人権の花運動などの活動支援を行うとともに、城南人権擁護委員協議会に対して助成金を交付し、人権擁護委員活動の積極的な支援に努めた。

(ウ) コミュニティワークうじ館・こはた館運営事業

福祉の向上と人権啓発のための市民活動・市民交流を促進するため、国の隣保館運営等事業費補助金や京都府の地域交流活性化支援事業補助金などを活用して、相談事業や学習講座開催事業、デイサービス事業、人権啓発イベント開催事業等を実施し、市民主体による人権尊重のまちづくりの推進に努めた。

<施設概要>

「コミュニティワークうじ館」

- ・所在地 宇治市宇治善法31他
- ・延床面積 967.38㎡（老人福祉センター棟含む）
- ・構造 本館：鉄筋コンクリート造2階建
老人福祉センター棟（本館）：木造瓦葺平屋建（一部鉄骨造）
老人福祉センター棟（北館）：鉄骨造瓦葺平屋建

「コミュニティワークこはた館」

- ・所在地 宇治市木幡河原3-12
- ・延床面積 511.04 ㎡（河原集会所含む）
- ・構造 鉄筋コンクリート造5階建（1階の一部）

(エ) 山城地区広域連携事業

山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）を通じて、広域連携・市民連携の啓発活動に取り組んだ。

12. 男女共同参画

(1) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性に対するあらゆる暴力の根絶や女性の職業生活における活躍の推進など、国、地方公共団体、民間団体等において、さまざまな取組が推進されてきた。

本市では、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成16年10月に男女共同参画の基本理念や市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定した。また、平成7年から取り組んできた「女性施策推進プラン（UJIあさぎりプラン）」を継承・発展し、平成18年1月に本市の男女共同参画計画である「第2次UJIあさぎりプラン」、平成23年3月には「第3次UJIあさぎりプラン」、平成28年3月には「第4次UJIあさぎりプラン」、令和3年3月には「第5次UJIあさぎりプラン」を策定して、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進している。

また、JR宇治駅前に男女共同参画支援センターを設置し、市民や関係団体等とより身近な場所で連携を行い一層の多彩な事業の展開に取り組んでおり、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策の一層の推進に努めていく。

(2) 令和5年度の主な事業

表6-39

事業名	実施時期	実施場所	成果等
ア. 広報・啓発			
男女共同参画情報誌「リズム」発行	6月・9月 11月・1月		2,000部/回
男女共同参画ハンドブック 「自分を生きるとともに生きるー10代のあなたへー」	5月		市立中学3年生 ・教員に配布
市政だよりによる広報・啓発	年間		年36回掲載
男女共同参画週間UJIのつどい	6/25	男女共同参画支援センター	115 人参加
UJIあさぎりフェスティバル	9/30・10/1	男女共同参画支援センター	延べ1,000人参加
イ. 学習機会の提供・市民活動支援			
各種セミナー（全9セミナー）	年間	男女共同参画支援センター オンライン	延べ498人参加
ここからチャレンジ相談（全24回）	年間	男女共同参画支援センター	延べ108人参加
ここからチャレンジマルシェ （全8日開催）	6月・9月 11月・3月	J R宇治駅前広場	延べ158ブース
市民企画事業奨励事業（2件） 市民企画サポート事業（4件）	年間	男女共同参画支援センター 他	延べ308人参加

ウ. 相談事業

表6-40

女性のための相談

(単位：件)

相談内容		件数（うちDVに関するもの）
一般相談	来館相談	140 (25)
	電話相談	171 (26)
	計	311 (51)
専門相談	フェミニスト・カウンセリング	76
	こころとからだの相談	6
	法律相談	37
	計	119
男性のための相談	電話相談	21

エ. 女性問題アドバイザーの設置

女性問題アドバイザーを設置し、女性施策に関する調査、研究を行うとともに、市内の事業所等に派遣し、女性の人権尊重や男女共同参画に関する啓発、助言等を行った。

(12件派遣)

あわせて、相談担当の女性問題アドバイザーが電話相談を行うとともに、関係課との連携を行った。

オ. DV対策

○ 宇治市DV対策ネットワーク会議

DVの防止と被害者の保護・支援にかかる関係機関・団体等の相互連携を図るため、京都府家庭支援総合センター、京都府南部家庭支援センター、京都弁護士会、(社)宇治久世医師会、宇治警察署、(株)ウィメンズカウンセリング京都、民間支援団体等、庁内関係課等により設置し、情報共有や事例研究を行うとともに、具体事例の解決に努めている。

○ 相談カードの設置

DV被害者に相談窓口を周知するため、相談カードを作成して、市内公共施設等の女性トイレに設置している。

(3) 宇治市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に基づき設置している。

(4) 男女共同参画に関する相談の申出制度

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に基づき、性別による差別や男女共同参画を阻害する要因による権利侵害についての相談や、男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情について、市民からの申出制度を設けている。

(5) 宇治市男女共同参画支援センター

男女共同参画のための市民活動・市民交流の拠点として、JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）内に設置している。（平成15年4月設置）

ア. 開館時間等

○ 開館時間 午前9時～午後10時

○ 休館日 月曜日、祝日、年末年始

イ. 施設の概要

○ 所在地 宇治市宇治里尻5-9（JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）内）

○ 延床面積 735.45㎡

ウ. 施設の機能

○ 情報の収集・提供

- ・図書等の閲覧・貸出、DVD等の視聴・貸出
- ・インターネット端末の設置
- ・情報相談

○ 女性のための相談

- ・予約制一般相談（面接・電話）
- ・予約のいない電話相談（電話）
- ・専門相談（原則面接） ※フェミニスト・カウンセリング
※こころとからだの相談
※法律相談

○ 男性のための相談（電話）

○ 市民活動支援・ネットワークづくり

- ・会議室の貸出、活動スペースの提供、印刷機器類の設置
- ・女性問題アドバイザーの派遣
- ・センター関係団体の登録、情報交流ボックスの設置
- ・ギャラリー ステップ ワン事業の実施
- ・キッズスペースの設置（情報ライブラリー内：令和2年10月開設）

13. JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）

観光振興や男女共同参画の推進、子育て支援などにかかる市民交流のための複合施設として設置している。（平成15年4月設置）

(1) 施設概要

所 在 地	宇治市宇治里尻5-9
延床面積	2,117.42 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造4階建
駐 車 場	普通自動車24台

(2) 配置施設

宇治市観光振興課
宇治市観光協会
宇治市観光案内所
宇治市男女共同参画支援センター
宇治市ファミリー・サポート・センター
げんきひろば
みんなのきHana保育園
宇治駅前交番